

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	永井居宅介護支援事業所
所在地	高知県高知市春野町西分 2027-3
事業所指定番号	高知県 第 3910118540 号
サービス提供地域	高知市 土佐市 吾川郡

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

2. 事業所の職員体制

職 種	常 勤	非 常 勤	うち兼務
管 理 者	1 名	名	1 名
介護支援専門員	3 名以上	名	1 名
事 務 職 員	名	名	名

3. 営業時間

平日	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分
土	午前 8 時 3 0 分～午後 1 2 時 3 0 分

※ 祝日 年末年始（12／30～1／3）は休業します。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度により全額給付されますので、自己負担はありません。

※但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合につき、下記の金額をいただき、当法人からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者である市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費（1ヶ月につき）

居宅介護支援費（Ⅰ）	取扱件数が 45 件未満の場合
要介護 1～2	10,860 円
要介護 3～5	14,110 円
居宅介護支援費（Ⅱ）	取扱件数が 45 件以上 60 未満の場合
要介護 1～2	5,440 円
要介護 3～5	7,040 円
居宅介護支援費（Ⅲ）	取扱件数が 60 件以上の場合
要介護 1～2	3,260 円
要介護 3～5	4,220 円

初回加算		3,000 円
入院時情報連携加算（Ⅰ）		2,500 円
入院時情報連携加算（Ⅱ）		2,000 円
退院・退所加算（カンファレンス参加 無）	連携 1 回	4,500 円
	連携 2 回	6,000 円
退院・退所加算（カンファレンス参加 有）	連携 1 回	6,000 円
	連携 2 回	7,500 円
	連携 3 回	9,000 円
ターミナルケアマネジメント加算		4,000 円
通院時情報連携加算		500 円
緊急時等居宅カンファレンス加算		2,000 円
特定事業所加算Ⅲ		3,230 円
特定事業所集中減算		－2,000 円

（2）交通費

サービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費が必要です。

サービス提供地域を越えた地点から交通費を徴収いたします。

1 k m 20 円

タクシーを利用した場合は実費負担を徴収いたします。

5. 当社の居宅介護支援の特徴等

（1）運営方針

利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏る事のないよう、公平中立に行います。

（2）居宅介護支援の概要

課題分析表は竹内式及び全社協方式、I C F 方式とする。

（3）居宅サービス計画の作成手順等

※ サービス計画作成までの手順は以下のとおりです。

- ・ ご自宅を訪問し、ご本人やご家族からお話を伺います。
- ・ ご本人、ご家族の了解を得て、主治医の方に意見をお訪ねすることがあります。
- ・ サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所を紹介し、前 6 か月間に作成したケアプランにおける各サービスの利用割合、及び同一事業者によって提供されたものの割合については別紙のとおりです。
- ・ 利用者は居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができ、利用者の状態や希望に応じて指定居宅サービス事業所等への連絡、調整を行います。
- ・ 介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
- ・ サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し、了解を得ます。

※ その他提供するサービス

- ・ 要介護認定の申請、変更の代行
- ・ 給付管理票の作成、提出等

6. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために次の措置を講じます。
 - ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施、委員会の開催
 - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③その他虐待防止のために必要な措置、指針の整備
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (3) 虐待相談窓口担当者：中野 美恵子

7. 身体拘束に関する事項

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合は、利用者又は養護者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより、必要最低限の範囲内で行う場合があります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することができない場合
- (2) 非代替性：身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合
- (3) 一時性：利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます

8. ハラスメントに関する事項

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

9. 事業継続計画の策定等

事業所は、業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

10. 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談窓口	電話番号	088-894-6677
	FAX番号	088-894-6612
	相談員(責任者)	中野 美恵子
	対応時間	平日午前8時30分～午後5時30分 土曜午前8時30分～午後12時30分 日曜・祝日・年末年始は除きます

(2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

高知県国民健康保険団体連合会	所在地	高知市丸の内2-6-5
	電話番号	088-820-8410・820-8411
	FAX番号	088-820-8413
	対応時間	午前9～午後0時 午後1時～午後4時
高知市介護保険相談窓口	所在地	高知市本町5丁目1番地45
	電話番号	088-823-9972
	FAX番号	088-824-8390
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分
高知市基幹型地域包括 支援センター相談窓口	所在地	高知市塩田町18-10
	電話番号	088-823-9121
	FAX番号	088-823-9140
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分
土佐市長寿政策課	所在地	土佐市高岡町甲2017-1
	電話番号	088-852-1124
	FAX番号	088-852-7638
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分
いの町ほけん福祉課	所在地	吾川郡いの町1400
	電話番号	088-893-3810
	FAX番号	088-893-1101
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分

7. 法人の概要

名称・法人種別	医療法人永島会
代表者名	市川 素子
本社所在地・電話	高知市春野町西分2027-3 088-894-6611